

総合評価落札方式（特別簡易型） 試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
長崎県建設工事総合評価落札方式（特別簡易型） 試行要領運用指針 平成21年3月27日 20建企第872号 最終改正 平成25年6月25日 25建企第198号 本指針は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価落札方式（特別簡易型）による一般競争入札（WTO対象工事を除く。以下同じ。）（以下「総合評価落札方式（特別簡易型）」という。）により実施する場合の事務処理の効率化に資するため、運用上の基本的な事項を定めるものである。 1 一般的事項 （1）総合評価落札方式（特別簡易型）の実施にあたっては、長崎県建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領（以下「要領」という。）及び本運用指針に定める事項のほか、定めがない事項については、長崎県財務規則、長崎県建設工事執行規則、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱、長崎県建設工事一般競争入札試行実施要綱、長崎県建設工事電子入札実施要綱、長崎県建設工事苦情処理手続要綱及び公共工事の入札結果及び契約内容の公表についての手続きによるものとする。 また、総合評価落札方式（特別簡易型）は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に規定する事前審査型入札とする。	長崎県建設工事総合評価落札方式（特別簡易型） 試行要領運用指針 平成21年3月27日 20建企第872号 本指針は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価落札方式（特別簡易型）による一般競争入札（WTO対象工事を除く。以下同じ。）（以下「総合評価落札方式（特別簡易型）」という。）により実施する場合の事務処理の効率化に資するため、運用上の基本的な事項を定めるものである。 1 一般的事項 （1）総合評価落札方式（特別簡易型）の実施にあたっては、長崎県建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領（以下「要領」という。）及び本運用指針に定める事項のほか、定めがない事項については、長崎県財務規則、長崎県建設工事執行規則、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱、長崎県建設工事一般競争入札試行実施要綱、長崎県建設工事電子入札実施要綱、長崎県建設工事苦情処理手続要綱及び公共工事の入札結果及び契約内容の公表についての手続きによるものとする。 また、総合評価落札方式（特別簡易型）は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に規定するVE対象工事とし、VE検討委員会は総合評価審査委員会、VE提案を技術提案と読み替えるものとする。

総合評価落札方式（特別簡易型） 試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
(2) 企業の技術力に係る評価基準（以下、「評価基準」という。）及び落札者決定基準については、入札公告において明らかにするものとする。	(2) 企業の技術力に係る評価基準（以下、「評価基準」という。）及び落札者決定基準については、入札公告において明らかにするものとする。
2 競争参加資格委員会による決定事項 契約担任者は、総合評価落札方式（特別簡易型）により入札を実施しようとするときは、「落札者決定基準」については入札公告までに様式1-1号により、かい（長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第2条第1号に規定する「かい」をいう。）における競争参加資格委員会（長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第2条第5号に規定する「競争参加資格委員会」をいう。）に提出し、「入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果」（以下「評価結果」という。）については開札前までに様式4-1号により競争参加資格委員会に提出するものとする。	2 学識経験を有する者の意見聴取 (1) 関係部等（長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第2条第3号に規定する「関係部等」をいう。）の部長等は、落札者決定基準について関係部等で定める総合評価委員会設置要領に基づき設置された総合評価審査委員会（以下、「総合評価審査委員会」という。）に、意見を聴取しなければならない。 (2) 関係部等の部長等は、(1) による意見を聴取した上で、結果を契約担任者に報告するものとする。

総合評価落札方式（特別簡易型） 試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
3 学識経験を有する者の意見聴取 (1) 関係部等（長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第2条第3号に規定する「関係部等」をいう。）の部長等は、落札者決定基準について長崎県総合評価審査委員会設置要領に基づき設置された総合評価審査委員会（以下、「総合評価審査委員会」という。）に、意見を聴取しなければならない。 (2) 関係部等の部長等は、(1) による意見を聴取した上で、結果を契約担任者に報告するものとする。	3 競争参加資格委員会による決定事項 契約担任者は、総合評価落札方式（特別簡易型）により入札を実施しようとするときは、「落札者決定基準」については入札公告までに様式1-1号により、かい（長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第2条第1号に規定する「かい」をいう。）における競争参加資格委員会（長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第2条第5号に規定する「競争参加資格委員会」をいう。）に提出し、「入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果」（以下「評価結果」という。）については開札前までに様式4-1号により競争参加資格委員会に提出するものとする。
4 評価基準 (1) 評価基準は、企業の技術力に係る評価項目及び得点配分その他の評価に必要な事項（以下、「評価項目等」という。）とする。 (2) 評価基準は、入札公告において明らかにするものとする。	4 評価基準 (1) 評価基準は、企業の技術力に係る評価項目及び得点配分その他の評価に必要な事項（以下、「評価項目等」という。）とする。 (2) 評価基準は、入札公告において明らかにするものとする。

総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
(3) 評価項目等は、工事における必要度、重要度に基づき、適切に設定するものとする。 (4) 工事における必要度、重要度に照らし、必要な範囲を超え評価する意味のない企業の技術力は評価しないものとする。 (5) 評価項目については、その評価する内容を可能な限り詳細かつ具体的に示すものとする。 必要に応じ、入札前に技術資料のヒアリングを実施することができ る。なお、その場合には、その旨を入札公告において明らかにするものとする。 (6) 得点配分は、必要度、重要度に応じて加算点を適切に設定する。	(3) 評価項目等は、工事における必要度、重要度に基づき、適切に設定するものとする。 (4) 工事における必要度、重要度に照らし、必要な範囲を超え評価する意味のない企業の技術力は評価しないものとする。 (5) 評価項目については、その評価する内容を可能な限り詳細かつ具体的に示すものとする。 必要に応じ、入札前に技術資料のヒアリングを実施することができ る。なお、その場合には、その旨を入札公告において明らかにするものとする。 (6) 得点配分は、必要度、重要度に応じて加算点を適切に設定する。
5 企業の技術力の評価 (1) 企業の技術力の評価は、入札公告に基づいて行うものとし、入札公告に記載されていない企業の技術力は評価の対象としない。 (2) 企業の技術力の評価は、競争参加資格委員会による審査を通じて適切に行うものとする。また、当該審査に当たっては、全ての入札参加者に共通の基準で行うこととし、特定の入札参加者の評価に特定の方法を用いないものとする。	5 企業の技術力の評価 (1) 企業の技術力の評価は、入札公告に基づいて行うものとし、入札公告に記載されていない企業の技術力は評価の対象としない。 (2) 企業の技術力の評価は、競争参加資格委員会による審査を通じて適切に行うものとする。また、当該審査に当たっては、全ての入札参加者に共通の基準で行うこととし、特定の入札参加者の評価に特定の方法を用いないものとする。
6 入札 入札参加者は、入札書提出時には、長崎県建設工事執行規則に定める様式4号及び様式5号を使用するものとするが、電子入札対象工事の場合は、長崎県建設工事電子入札実施要綱第15条又は第28条の規定に基づき、入札	6 入札 入札参加者は、入札書提出時には、長崎県建設工事執行規則に定める様式4号及び様式5号を使用するものとするが、電子入札対象工事の場合は、長崎県建設工事電子入札実施要綱第15条又は第28条の規定に基づき、入札

総合評価落札方式（特別簡易型） 試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
書を提出するものとする。 7 開札 <u>入札執行者は開札後「保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとするが、電子入札対象工事の場合は、電子入札システムにより以下の事項を記載した保留通知書を入札参加者に送付するものとする。</u> ア <u>ランダム係数、予定価格及び最低制限価格。</u> イ <u>予定価格及び最低制限価格の範囲内の者について総合評価を実施する旨。</u> また落札者の仮決定後に、直ちに開札結果を別紙様式「<u>入札結果一覧表</u>」及び「<u>総合評価落札方式評価表</u>」を長崎県ホームページ「<u>発注予定工事情報・公告管理システム</u>」に掲載し、落札者の決定後においては紙による閲覧による公告管理システムに加え、落札者の合点、評価値及びその氏名又は名称並びにランダム係数、予定価格及び最低制限価格を公表するものとする。 さらに落札仮決定者には落札仮決定の通知を行い、落札者決定後においては、落札決定者には確定した旨の通知及び全入札参加者には落札者が決定した旨を通知するものとする。 8 落札候補者がいない場合の取扱い 落札候補者がいない場合は入札不調とし、当該入札にかかる設計書は廃工とする。	書を提出するものとする。 7 開札 <u>入札執行者は「保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとするが、電子入札対象工事の場合は、開札後、電子入札システムにより以下の事項を記載した保留通知書を入札参加者に送付するものとする。</u> ア <u>全入札参加者の業者名及び応札金額</u> イ <u>ランダム係数、予定価格及び最低制限価格。</u> ウ <u>予定価格及び最低制限価格の範囲内の者について総合評価を実施する。</u> エ <u>落札仮決定者は、入札を執行したかいの長の承認を得て決定する。</u> 8 落札候補者がいない場合の取扱い 落札候補者がいない場合は入札不調とし、当該入札にかかる設計書は廃工とする。

総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
9 落札決定 (1) 契約担任者は、要領12により落札者が仮決定した場合、様式5号により落札仮決定者に通知する。 (2) 落札仮決定者は、要領13(1)により配置予定技術者を専任で配置することが可能か不可能かの通知を行う場合は、様式第6の1号又は様式6の2号を持参の方法により行うものとする。	9 落札決定 (1) 契約担任者は、要領12により落札者が仮決定した場合は、様式5号により落札仮決定者に通知する。 (2) 落札仮決定者は、要領13(1)により配置予定技術者を専任で配置することが可能か不可能かの通知を行う場合は、様式第6の1号又は様式6の2号を持参の方法により行うものとする。
10 落札結果の公表 (1) 要領14(1)に定める通知は、落札者には様式7号、その他の入札参加者には様式8号により行う。 (2) 入札過程の公表は別紙様式「入札結果一覧表」をもって実施する。	10 落札結果の公表 (1) 要領14(1)に定める通知は、落札者には様式7号、その他の入札参加者には様式8号により行う。 (2) 入札過程の公表は別紙様式「入札結果一覧表」をもって実施する。
11 施行期日 この運用指針は、平成21年4月1日から施行する。 <u>この運用指針は、平成25年7月1日から施行する。</u>	11 施行期日 この運用指針は、平成21年4月1日から施行する。